

『庭訓往来註』所引の申楽伝説

竹 本 幹 夫

『庭訓往来』の現存する最古の注釈書とされる室町末期頃写『庭訓往来註』四月状・往信分の「申楽」の注に、長大な申楽(猿楽)伝説が付載されている。その内容は、平凡社東洋文庫²⁴²『庭訓往来』(石川松太郎氏校注)の11頁以下に全文が引用されるが、金春座以下四座の由緒・申楽と猿楽との表記起源・翁猿楽の起源と沿革・春日御祭行列次第・金春座伝来宝物の各々についての、『花伝・神儀』の説その他にもとづく付会の神秘説であり、『四座/内金春/本/公家也』で始まる変体漢文で記される。これと同文的な伝説が室町末から江戸初期の間に成立した能伝書にも所収され、管見に入ったものだけでも、①由良家藏『四座之系図之書』、②『金春安照能伝書・乙本』、③『実伝集』下巻、④『わらんべ草』第五段注記(庭訓ノ古注ニ)として引用する点要注意)、⑤某氏藏三冊本大鼓伝書上巻があり、他に梅若家に寛永の仮託奥書を付した能伝書や能勢朝次氏旧藏の伝書(両本同系)にも同様の記事を取めるという。

この伝説を大幅に潤色したのが能楽資料集

成『細川五部伝書』所収の『申楽聞書』冒頭の伝説で、同書256頁の表章氏の解説によれば右に列記した諸書に共通する伝書の成立は、そこに名の見える宮王大夫の活躍した明応年間(一四九二—一五〇一)以後であろうとされる。この伝説を取める諸書の中、最も年記が早いのは天文二十二年(一五五三)二月二十六日付の千野与一左衛門尉親久の識語を有する①であり、十六世紀前半の五十年間にその成立の時期をほぼ限定できよう。この伝説に登場する宮王大夫は、日吉源四郎をモデルとしており、同人は、生駒本『風姿花伝』(四巻本)の永正二年(一五〇五)奥書や川瀬一馬氏藏『風曲集』なる能伝書中の『五音十体』の大永八年(一五二八)奥書に名に見える竹田日吉大夫行盛のことかとされる。宮王関係の伝説自体は他の記事同様荒唐無稽ながら、文明十五年(一四八三)に上命によって源四郎が観世座に移籍し後に金春座に復帰したと、彼が後に宮王大夫と称し、また日吉大夫とも称したらしいことなどをふまえての付会の説である。宮王大夫に言及すること自体

がこの伝説の特色をなすことについては、すでに表章氏の御指摘(前掲書)がある。『申楽聞書』の説ほどではないにせよ、やはりこれも「金春色の濃厚な伝説」(表氏)であるといえよう。その主要な部分のいくつかが、『神儀』篇の内容とも関連し、かつこの伝説とともに『五音十体』の異本や逸文を付載する書(②③)や『申楽聞書』もあることから、日吉源四郎の周辺あたりでこの伝説が形成され、一方は能関係の諸書へ、他方は『庭訓往来註』へと伝えられたかとも疑われるが、そうではあるまい。①②⑤を検討した限りではいずれも『庭訓註』(以下この様に略称)よりの引用と考えるべきもの様である。

前掲諸本中、①は別系の秘説を翁伝説の前に挿入し、②は観世他三座の記述を欠くが、ともに後人の改変と見てよい。また、②③は『庭訓註』同様の変体漢文、④は仮名交りの擬漢文、⑤は書き下し文である。これらを石川氏所引の『庭訓註』と比較すると、両者「欄衫」「撞通」などの特殊な訓や「夕鷲」(結崎)・「佐々免共」といった宛字が共通し、原文が変体漢文である場合にのみ生じ得る様な訓点や書き下しとの異同(奉崇翁申也・翁ヲ崇メ奉リ申ス也・あがめ奉り翁と申也)が各本に散見する。また①②⑤が一致して石川氏所引の『庭訓註』の本文と相違する場合

も少なくないが、いずれも石川氏所引本の誤りと思われる。なぜなら『庭訓註』よりの引用の由を明記する『わらんべ草』所収のものまでが、他本と同じ異文を共有するからである。さらに各本は、他の諸本の誤りを訂正し得る場合もある。『守君神』、「君神と守る」などとある「守君神」は「宿神」の宛字であることが④から明らかであり、「三波面」・「息事表」・「陰陽」等とある諸本の形が、「三番の面の事色黒ハ、陰也翁三番陰陽を表ス」の傍点部相当分の誤脱らしいことが⑤からわかる(『申楽聞書』の対応する記事からも⑤が正しいと思われる)などの例がそれである。その他、『庭訓註』と①以下の諸本が一致するものの意味不通の文章になってしまっている例もある。

以上から考えて、石川氏所引『庭訓註』と①②⑤の各本とは、直接の転写関係にはないものの、同一の祖本にもとづく同系本であると判断できる。出典を明記する④は勿論、⑤も漢文体を書き下したものであることが確実であり、祖本は変体漢文であったとみてよい。そしてその文体は『庭訓註』の注釈文のそれに一致するのであるから、①②⑤は石川氏所引本とは別本の『庭訓註』にもとづくと考えるのが最も合理的であろう。この想定を裏付けるのが、①②⑤の冒頭部である。①は「申楽四座の内金春本は公家也」、②は「夫

猿樂延年金春本ハ公家也」、③⑤は「申樂」と内題があり「四座」以下①とほぼ同文、④は「庭訓ノ古注ニ金春ハ本ハ公家也」、石川氏所引本は「四座ノ内、金春ハ本ハ公家也」である。うち、②は後人の意改、④は「四座ノ内」を脱した形と思われるが、①③⑤の「申樂」は祖本の『庭訓註』の注釈対象語を抜き出したもの、②はそれを變形させたものなのではないだろうか。①の「申樂四座」は一語だったのでなく、「申樂四座内」といった形式を誤写したものでないだろうか。石川氏所引本は注釈語に直接注記する形ではなく、段ごとの割

注形式を主とするらしい（石川氏解説）が本文は「猿樂」ではなく「申樂」なのである。

内容から見てもこの伝説は『庭訓註』編者の創作ではなく、その祖型は金春座傍系の末流の神秘説の類であったと考えた方がよからう。それが『庭訓註』に採録されることによつて「權威」を認められ、能役者の間で準秘伝的に伝流したのであらう。金春座系伝書と合写される場合もあることは、必ずしもその出自を物語るものではなく、その内容上の特徴の当然の帰結であり、たんなる伝流過程の一局面を示すものにはすぎまい。